

木曽三川下流部における  
不法係留船対策に係る計画（第 3 次）

（素案）

令和 7 年 3 月 日

国土交通省中部地方整備局  
木曽三川下流部船舶対策協議会

# 目 次

## I. 不法係留船対策における現状と課題

1. 不法係留船対策に係る計画の策定
2. 河川法施行令に基づく放置禁止指定
3. 木曽三川下流部における不法係留船の現状
4. 重点的撤去区域等における不法係留船対策
5. 変形護岸の維持管理
6. 恒久的係留・保管施設
7. 関係機関との連携

## II. 不法係留船対策に係る基本的事項

1. 目的
2. 対象期間
3. 対象区域

## III. 不法係留船対策に係る実施事項

1. 関係機関との連携による対策推進
2. 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策
3. 変形護岸の適正な維持管理
4. 既存の恒久的係留・保管施設の活用
5. 不法係留船舶のモニタリング

## IV. 不法係留船対策に係る年次計画

1. 不法係留船対策に係る年次計画
2. 重点的撤去区域に係る年次計画

# I. 不法係留船対策における現状と課題

## 1. 不法係留船対策に係る計画の策定

河川区域内の不法係留船は、洪水の流下の阻害、護岸への係留杭設置や船舶が流出した場合の河川管理施設等の損傷、河川工事の実施の支障等の治水上の支障（写真 1 参照）のほか、油漏れによる水質事故の発生、一般公衆の自由使用の妨げ、景観の阻害等さまざまな面で河川管理上の支障を引き起こしていた。



係留杭の設置による護岸損傷



出水による船舶の転覆

写真 1 治水上の支障

河川管理者としては、撤去指導をはじめとする強制的撤去措置等の対策（写真 2 参照）を鋭意講じてきたが、不法係留船の数が多く、また係留場所も多数散在しているため、全ての不法係留船に対して同時に強制的な撤去措置を実施することが困難であることから、実効性ある対策を計画的かつ段階的に講ずる必要があった。



下坂手変形護岸

松之木変形護岸

写真 2 強制的撤去措置の状況

そのため、「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成 10 年 2 月 12 日 建設省河川局長通達）に基づき、学識経験者、河川管理者、地方公共団体、警察機関等からなる、木曾三川下流部船舶対策協議会（以下、「協議会」という。）を平成 20 年 2 月に設置した。

その上で、木曾川水系河川整備計画や水面利用ルール等と整合を図り、木曾三川下流部の水面利用の経緯及び現状を踏まえた、自然環境と調和の取れた安全で快適な河川利用の推進を図るために、平成 23～27 年度までを対象期間とした「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書」（以下、「第 1 次計画」という。）を、協議会の意見を聴きつつ平成 23 年 6 月に策定した（図 1）。

第 1 次計画に定められた対象期間が過ぎた後も強制的な撤去措置等の対策は完了しなかったことから平成 30 年 2 月に「木曾三川下流部における不法係留船対策に係る計画（第 2 次）」（以下、「第 2 次計画」という。）を策定し、関係機関の連携により対策を進めてきた。その結果、不法係留船舶は減少しているが、依然として対策が必要である。そこで、第 2 次計画での対策実施状況を踏まえつつ、より実効性のある対策の実現に向けて、計画の見直しを行うものである。

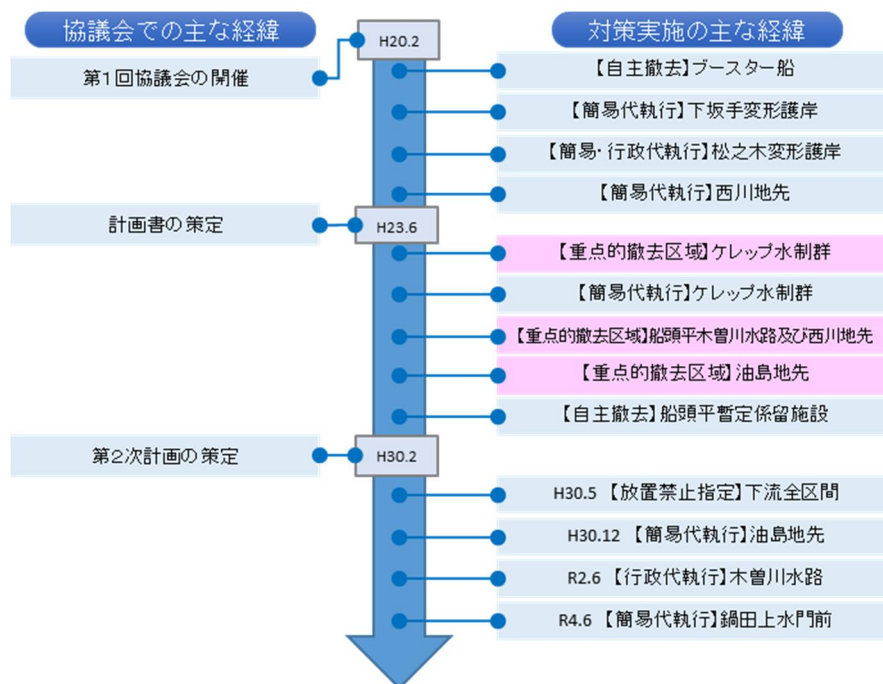


図 1 これまでの対策経緯

## 2. 河川法施行令に基づく放置禁止指定

10 年間で放置艇をゼロ隻とすることを目標にした「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」(H25. 5 : 国土交通省・水産庁) の策定を受け、河川区域における放置艇の撤去を一層強化するため、河川法施行令が平成 26 年 4 月に施行された。

改正内容としては、船舶等河川管理者が指定したものを「みだりに捨てまたは放置すること」が禁止行為として追加され、罰則適用の対象とするものである。

木曽三川下流部においては、平成 30 年 5 月 7 日に管内全域を対象に放置禁止指定を行った。

官 庁 事 項

官 庁 事 項

中部地方整備局公示

木曾川水系に係る指定区間外の一級河川の次に掲げる区間（この場合において、これらの表中下流端の欄に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端の欄に記載されている場所から海に至るものとする。）について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の四第一項第二号の規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のように指定し、平成三十年五月七日から施行する。

平成三十年四月二十三日

中部地方整備局長 塚原 浩一

| 水系名   |     | 区 間                                                        |                          |
|-------|-----|------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 河川名   |     | 上 流 端                                                      | 下 流 端                    |
| 木曾川水系 | 木曾川 | 左岸 愛知県豊西市藤ヶ瀬町西平一九四番の二地先<br>右岸 岐阜県羽島市桑原町小数字中道二二七〇番の二地先      | 河川区域内の土地に捨て又は放置してはならないもの |
| 揖斐川   | 揖斐川 | 左岸 岐阜県海津市平田町今尾字町内三〇七〇番の一三地先<br>右岸 岐阜県養老郡養老町大卷字下吉野四九五八番の二地先 | 船 舶                      |
| 長良川   | 長良川 | 左岸 岐阜県羽島市桑原町小数字中道二三〇九番の二地先<br>右岸 岐阜県海津市平田町勝賀字村北三二四番の一五地先   | 揖斐川への合流点                 |
| 駄路川   | 駄路川 | 三重県桑名市多度町駄路江字川原七九〇番地先の国道橋                                  | 揖斐川への合流点                 |
| 多度川   | 多度川 | 三重県桑名市多度町香取字蛇江二一五八番の二地先の国道橋                                | 揖斐川への合流点                 |

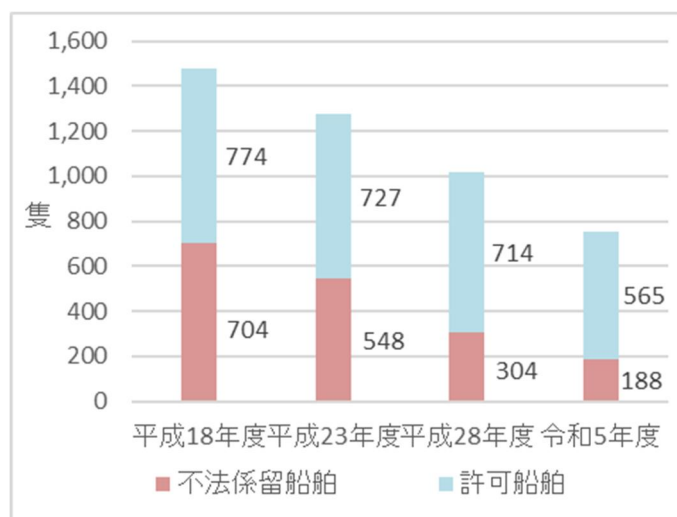


図 2 放置禁止指定の公示（左） 放置禁止指定に関するリーフレット（右）



### 3. 木曾三川下流部における不法係留船舶の現状

木曾三川における不法係留船舶は第1次計画を策定した平成23年度に548隻であり、その後の取り組みで減少し、令和5年度末現在、188隻の不法係留船舶がある（図3参照）。揖斐川上流部に不法係留船舶が多数存在しているとともに、係留施設の収容能力そのものも不足している（表1及び図4参照）。



※許可船舶には桑名港の船舶を含む

図3 不法係留船舶数の推移

表1 不法係留船舶数（令和6年度3月時点）

| 区 間        |    |            |                                | 船舶数         |        |      |     |    |
|------------|----|------------|--------------------------------|-------------|--------|------|-----|----|
|            |    |            |                                | 漁船番号あり      | 船舶番号あり | 番号なし | 合計  |    |
| 木曾川        | 右岸 | 桑名市        | 0.0k～11.6k                     | 1           | 2      | 0    | 3   |    |
|            |    | 内、重点的撤去区域内 |                                | 0           | 0      | 0    | 0   |    |
|            |    | 愛西市        | 11.6k～19.0k                    | 21          | 5      | 3    | 29  |    |
|            |    | 内、重点的撤去区域内 |                                | 18          | 4      | 1    | 23  |    |
|            | 左岸 | 海津市        | 19.0k～24.2k                    | 0           | 0      | 0    | 0   |    |
|            |    | 桑名市        | -2.0k～0.4k                     | 0           | 0      | 0    | 0   |    |
|            |    | 木曾岬町       | 0.4k～8.0k                      | 0           | 1      | 1    | 2   |    |
|            |    | 弥富市        | 8.0k～10.0k                     | 0           | 0      | 0    | 0   |    |
| 愛西市        |    |            |                                | 10.0k～22.8k | 2      | 4    | 6   | 12 |
| 小 計        |    |            |                                | 24          | 12     | 10   | 46  |    |
| 長良川        | 右岸 | 桑名市        | 5.4k～12.4k                     | 3           | 1      | 0    | 4   |    |
|            |    | 海津市        | 12.4k～30.2k<br>(25.6k～27.6k除く) | 2           | 0      | 2    | 4   |    |
|            |    | 羽島市        | 25.6k～27.6k                    | 1           | 0      | 0    | 1   |    |
|            | 左岸 | 桑名市        | 2.8k～11.8k                     | 2           | 14     | 11   | 27  |    |
|            |    | 愛西市        | 11.8k～18.8k                    | 0           | 0      | 0    | 0   |    |
|            |    | 海津市        | 18.8k～24.4k                    | 0           | 0      | 0    | 0   |    |
|            |    | 小 計        |                                |             |        | 8    | 15  | 13 |
| 揖斐川        | 右岸 | 桑名市        | -0.6k～16.6k                    | 1           | 3      | 6    | 10  |    |
|            |    | 海津市        | 16.6～24.8k                     | 29          | 6      | 19   | 54  |    |
|            | 左岸 | 桑名市        | -1.0k～12.6k                    | 1           | 0      | 2    | 3   |    |
|            |    | 海津市        | 12.6k～26.6k                    | 17          | 6      | 9    | 32  |    |
| 内、重点的撤去区域内 |    |            |                                | 9           | 5      | 5    | 19  |    |
| 小 計        |    |            |                                | 48          | 15     | 36   | 99  |    |
| 多度川        | 右岸 | 桑名市        | 0.2k～2.0k                      | 0           | 0      | 0    | 0   |    |
|            | 左岸 | 桑名市        | 0.2k～2.0k                      | 0           | 1      | 6    | 7   |    |
| 小 計        |    |            |                                | 0           | 1      | 6    | 7   |    |
| 合 計        |    |            |                                | 80          | 43     | 65   | 188 |    |

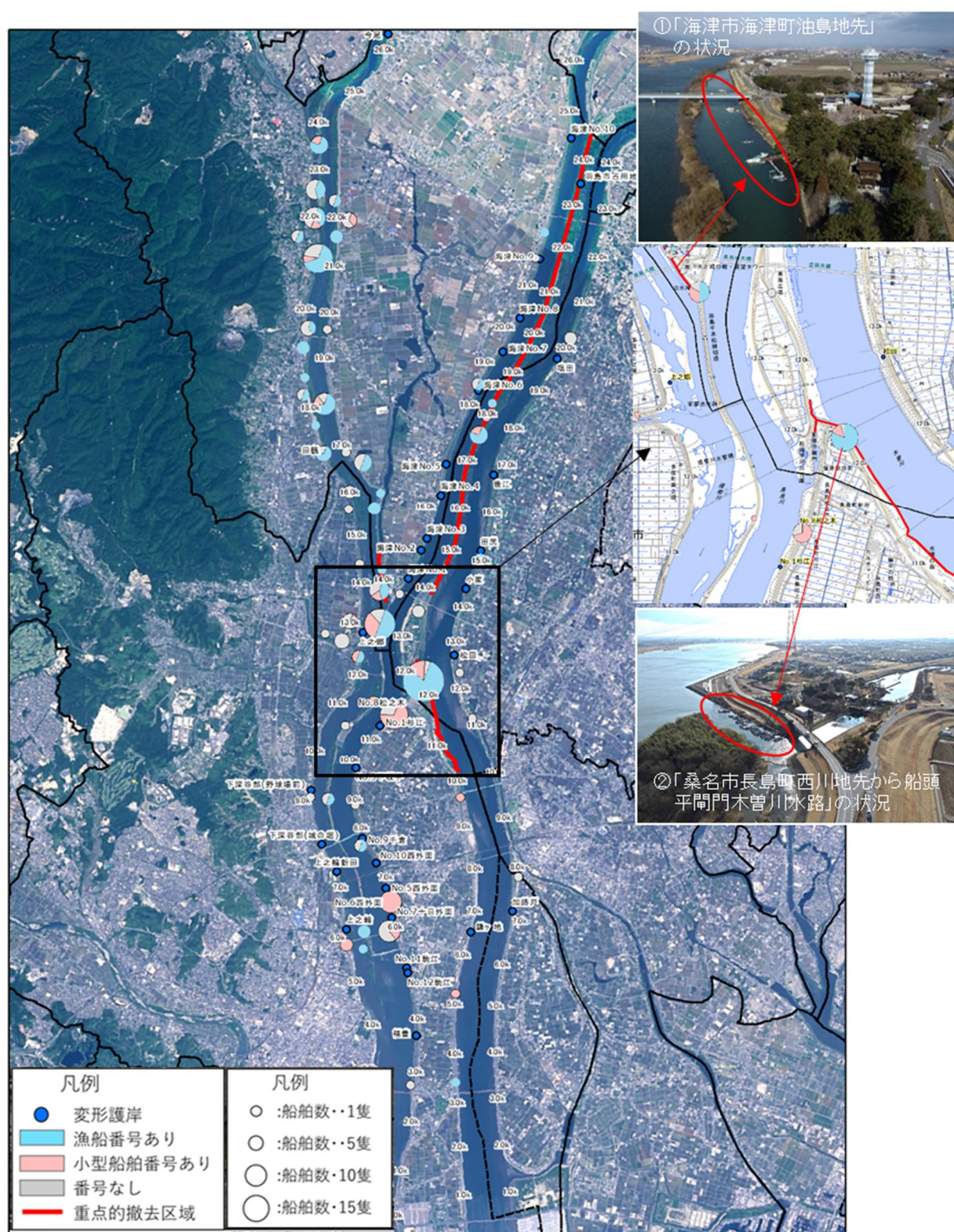


図 4 不法係留船の分布状況 (※令和 6 年 3 月時点)

#### 4. 重点的撤去区域等における不法係留船対策

これまでに、ケレップ水制群、船頭平~~閘門~~木曾川水路及び西川地先、油島地先を重点的撤去区域に設定し、ケレップ水制群での強制的撤去措置、暫定係留施設である船頭平の防災船着場の是正措置等により、これまで約 100 隻の不法係留船撤去を行い、対象船舶数の削減に努めてきた。また、~~放置禁止指定について周知・広報を行い、重点的撤去区域以外についても船舶の移動を促しているが、残念ながら、未だ全面的な解消には至っていない。~~

現在、不法係留船が存置されている例としては、~~重点的撤去区域以外において移動が進んでいないこと等~~がある。

表 2 不法係留船対策と撤去船舶数

| 実施日               | 不法係留船対策 | 対象船舶            | 隻数 |
|-------------------|---------|-----------------|----|
| H21. 8. 10        | 自主撤去終了  | ブースター船          | 1  |
| H22. 3. 9～15      | 簡易代執行   | 下坂手変形護岸 係留船舶    | 32 |
| H22. 12. 7        | 簡易代執行   | 松之木変形護岸 係留船舶    | 9  |
| H22. 12. 8        | 行政代執行   | 松之木変形護岸 係留船舶    | 7  |
| H23. 1. 19～<br>20 | 簡易代執行   | 西川地先 係留船舶       | 12 |
| H23. 12. 7        | 簡易代執行①  | ケレップ水制群内 係留船舶   | 3  |
| H24. 2. 1         | 簡易代執行②  | ケレップ水制群内 係留船舶   | 1  |
| H27. 6. 4         | 是正完了    | 船頭平暫定係留施設 係留船舶  | 32 |
| H30. 12. 11       | 簡易代執行   | 油島地先 係留船舶       | 1  |
| R2. 6. 2          | 行政代執行   | 船頭平閘門木曾川水路 係留船舶 | 1  |
| R4. 6. 29         | 簡易代執行   | 鍋田上水門前 係留船舶     | 2  |



## 5. 変形護岸の維持管理

### (1) 係留許可船舶の管理

第2次計画において漁船及び漁船以外の生業船の定義の見直しを行い、プレジャーボートを区別した。係留許可する漁船は、漁協または漁業生産組合に所属の船舶としているが、近年は漁協が解散し係留対象船舶ではなくなる例が見られており、状況を注視していく必要がある。

変形護岸においてはナンバープレートの設置や係留利用実態調査により、占有者が係留船舶数や変形護岸の空き数等を適正に把握する取り組みを進めている（図5参照）。一方で、漁業従事者の減少や船舶の老朽化等により、現在は係留船を所有していないが、係留する権利のみを保持し続けたいという漁業従事者が存在しているほか、一部ナンバープレート未設置の船舶やナンバープレートが剥がれた船舶がある。これらにより、占有者が、係留施設内の船舶の状況を把握しきれていない施設がある。河川工事の支障となった船舶の係留を一時的に認めていた変形護岸においては、暫定係留期間後、漁船等生業船の係留を認めることとなった。係留期間が過ぎたプレジャーボートについては自主的な移動を促している。変形護岸に係留する船舶数は減少しているが、変形護岸の整理集約や占用廃止は進んでいないケースもあり、適宜見直しが必要となっている。

さらに、洪水等の際の係留船舶の避難基準は、氾濫注意水位等とされているが、現実的に退避させることが困難と考えられるような避難計画や、具体的な避難方法・場所が係留施設の維持管理計画書に明記されていない等、洪水時等における十分な安全対策が確保されていない。

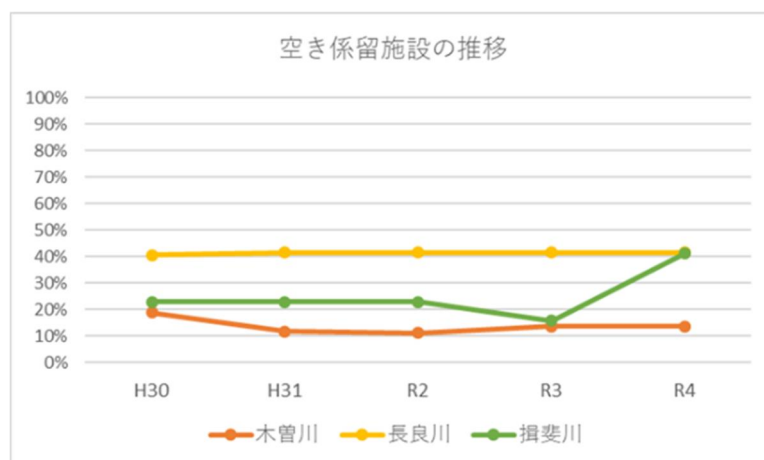


図5 係留施設の空き数の経年変化



写真3 変形護岸の施設状況

## (2) 変形護岸の維持管理

変形護岸は占有者または利用者により維持管理し利用されている。一部土砂堆積や樹林化の影響で船舶の係留が困難な変形護岸がある（写真 4 参照）。



土砂堆積した変形護岸



樹林化した変形護岸

写真 4 変形護岸の状況

漁業従事者の減少等により船舶利用の減少が顕著な変形護岸（特に長良川）においては、水上バイク等の離発着場所となっている箇所もあり、占有目的以外の利用形態となっている（写真 5 参照）。



写真 5 水上バイク利用者による水面利用の状況（長良川）

## 6. 恒久的係留・保管施設

木曽三川下流部には、プレジャーボートの不法係留船も多数存在しており、必要に応じて既存の恒久的係留・保管施設を活用できるよう既存施設の利用状況や活用方策等に関する情報の共有を行っている。

水面利用のルールやマナーについては主に水上バイク利用者を対象に合同パトロール等で意識啓発活動を行っているが、船舶所有者に対しても同様に意識啓発が必要である。また、併せて船舶所有者の責任において係留・保管場所確保に努めるよう意識啓発が必要である。

河川管理者や民間活力による新たな恒久的係留・保管施設については、予算等の制約により、具体的な整備予定が立たない状況にある（写真 6 参照）。



写真 6 不法係留船（プレジャーボート）の例

## 7. 関係機関との連携

第2次計画における対策は、協議会の場を活用しつつ関係機関との役割分担を明確にした上で連携・協力しながら推進し、PDCA サイクルにより継続的に評価・改善等を実施した。具体的には、不法係留船対策の意義や必要性等について地域住民のさらなる理解向上を図るために、自治体広報紙や警察との連名によるリーフレットの配置により広報活動、強制的な撤去等の措置に向けた合同パトロール、警察の立ち合いにおける撤去措置等を行った（写真 7 参照）。

関係機関と連携・協力した取り組み全体の効果として平成 29 年度と比較して 101 隻の船舶が減少したところである。複数県市町にまたがる木曽三川下流部においては、各自治体をはじめとする関係機関と連携・協力した対策を実施しなければ、例えば、自主的撤去に関して、異なる自治体に存する重点撤去区域間の移動に留まってしまうことがある等、抜本的な不法係留船対策としては不十分となる恐れがある。残る 188 隻の船舶への各種対策の実施においても一層の関係機関の連携・協力が必要不可欠である。



写真 7 警察との合同パトロール（左）、桑名市と連携した看板設置状況（右）



## II. 不法係留船対策に係る基本的事項

### 1. 目的

木曽三川は、流域面積が約 9,100km<sup>2</sup> と非常に広いことから、特に下流部においては洪水時、河川水位の高い状態が長時間継続する傾向があるとともに、伊勢湾奥部に位置していることから、高潮による影響が大きい地形特性を有している。さらに堤内地は、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯を有する濃尾平野が広がっていることから、洪水や高潮により氾濫が生じた場合には、広範囲かつ長期にわたる浸水被害が懸念されている。

また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書統合報告書においては、地球温暖化について疑う余地はないことが示されており、**国内では令和元年東日本台風、令和2年7月球磨川豪雨等、洪水や高潮による浸水被害の頻発化・激甚化が生じている。**

あわせて、今後30年以内にM8～9クラスの大規模地震が南海トラフで発生する確率が70%～80%程度と想定されている中、地震に伴う津波によって流出した船舶が河川堤防を乗り越え、堤内地の家屋等を破壊した東日本大震災のような被災事例が、当該地域でも発生する可能性がある。



流出船舶が鉄道橋に衝突した事例  
出典：国土交通省 武雄河川事務所ホームページ



東日本大震災での被災事例  
出典：国土交通省 北上川下流河川事務所 提供



住吉橋  
流出船舶が橋梁に衝突した事例  
出典：国土交通省 武雄河川事務所ホームページ



河川管理施設に乗り上げたボート  
出典：国土交通省 福井河川国道事務所ホームページ



長良川河口堰に漂流した不法係留船



流出船舶の流下阻害の事例

写真 8 不法係留船による河川管理上の支障例



従って、洪水時の流下阻害、洪水・高潮・津波による船舶流出による河川管理施設や家屋等への被害、燃料の漏出による水質汚濁、景観の阻害、一般公衆の自由使用の妨げ等、さまざまな面で河川管理上の支障を引き起こす要因となっている不法係留船について、第1次計画及び第2次計画に引き続き、関係機関と連携・協力しつつ、効果的な対策を実施するものとする。

具体的な対策については、「木曽川水系河川整備計画（H20.3策定）」、「地域にとって支障となる放置艇について概ね10年程度を目途に解消できるよう優先的に対策に取り組むことを目標とした「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性（R6.3策定）」及び放置艇に関する禁止・罰則規定を設けた「河川法施行令（H26.4施行）」等を踏まえつつ、計画的かつ段階的に不法係留船対策を実施する。

なお、本計画の内容については、対策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、対象期間内であっても、必要に応じ見直しを行う。

2. 対象期間

対象期間は、令和7年度から令和16年度までの10カ年間とする。

3. 対象区域

対象区域は木曽川、長良川及び揖斐川の木曽三川下流部（木曽川下流河川事務所管内）とする。

| 河川名 | 区域               | 河川名 | 区域                | 河川名 | 区域              |
|-----|------------------|-----|-------------------|-----|-----------------|
| 木曽川 | 左岸 22.8kから1.8kまで | 揖斐川 | 左岸 26.8kから1.0kまで  | 肱江川 | 左岸 2.0kから0.0kまで |
|     | 右岸 24.4kから0.0kまで |     | 右岸 24.8kから-0.6kまで |     | 右岸 2.0kから0.0kまで |
| 長良川 | 左岸 24.4kから4.0kまで | 多度川 | 左岸 2.0kから0.0kまで   |     |                 |
|     | 右岸 30.2kから4.0kまで |     | 右岸 2.0kから0.0kまで   |     |                 |

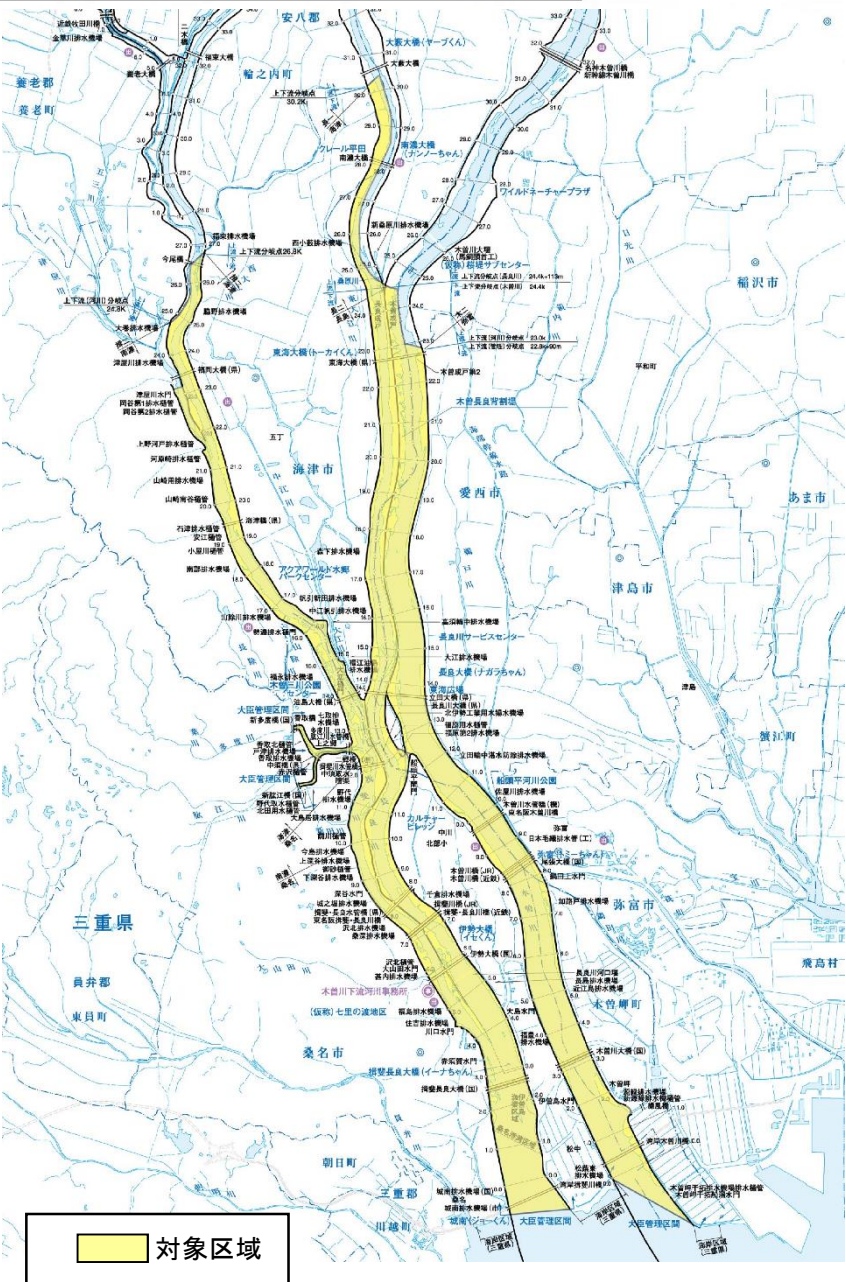


図6 対象区域

### III. 不法係留船対策に係る実施事項

#### 1. 関係機関との連携による対策推進

Ⅱに示した基本的事項を踏まえ、具体的な実施事項を図 7 に示す。

各実施項目については、協議会の場を活用しつつ、関係機関との役割分担を明確にした上で連携・協力しながら推進するとともに、PDCA サイクルにより継続的に評価・改善等を行うものとする。

##### (1) 広報

不法係留船対策の意義や必要性、船舶所有者による係留・保管場所の確保等について地域住民のさらなる理解向上を図るために、SNS やイベントの活用、的を絞った広報の実施等、効率的・効果的な手法を用い広報活動に積極的に取り組む。

##### (2) 放置禁止指定に基づく対策の推進

管内全域を対象に放置禁止指定（H30. 5. 7）を実施しており、今後は合同パトロール時により強い指導等を行っていく。特に悪質なものには罰則の適用に向けた措置を講ずる。

##### (3) 船舶所有者調査

占用する係留施設内の係留船舶の状況を把握しきれていない施設があることから、占用者である自治体と河川管理者が連携し、係留施設内船舶の所有者等の状況把握、情報共有を図り、適切な管理体制の構築に努める。

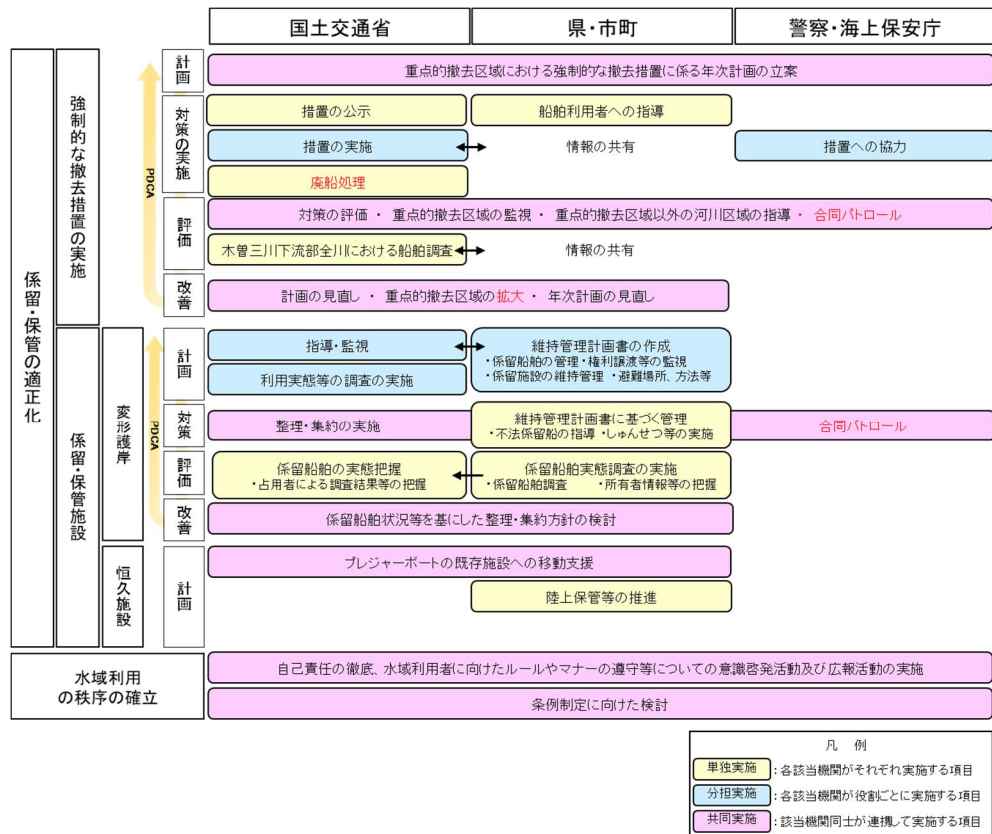


図 7 実施事項の概要



## 2. 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策

IVに定める計画に基づき、**河川法第 77 条**の規定に基づく河川監理員の指示等並びに強制的な撤去措置である**河川法第 75 条**に基づく監督処分、簡易代執行及び行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条の規定に基づく代執行を、関係機関と調整の上、重点的に実施する（図 8、写真 9、写真 10 参照）。

### （1）重点的撤去区域の順次拡大

重点的撤去区域の設定・看板の設置・代執行の告示等により自主的に移動する効果が期待できるため、重点的撤去区域の順次拡大に取り組む。

重点的撤去区域の拡大は揖斐川上流域を候補とし、拡大に先立ち、対象箇所付近の漁船等生業船の係留候補地を係留施設利用者の意向を踏まえつつ自治体等が河川管理者と調整の上で恒久的に占用し、その後重点的撤去区域を指定する。

最終的には、重点的撤去区域を木曽三川下流部全体に設定することを念頭におきつつ、不法係留船対策を適正に実施するため、洪水・津波・高潮による災害発生時の河川管理施設への被害防止、舟運利用の保全、河川環境の保全等の観点から、順次設定する。

### （2）指定済区域等における対策

重点的撤去区域のうち、対策未完了箇所は、漁船等生業船の係留場所を調整の上、強制的な撤去等の措置を行う。代執行後においても継続した監視を行い、再係留を抑止する。

重点的撤去区域以外の河川区域については、漁船等生業船係留候補地の自治体等による占用を進めるとともに、船舶所有者の割り出し、移転先情報の提供、看板設置や合同パトロール等を通じてより強い指導を行い、特に悪質なものは罰則の適用に向けた措置を行う。治水上支障がある船舶について行政代執行、所有者不明の老朽船に対しては簡易代執行、廃船処理により対策を進める。

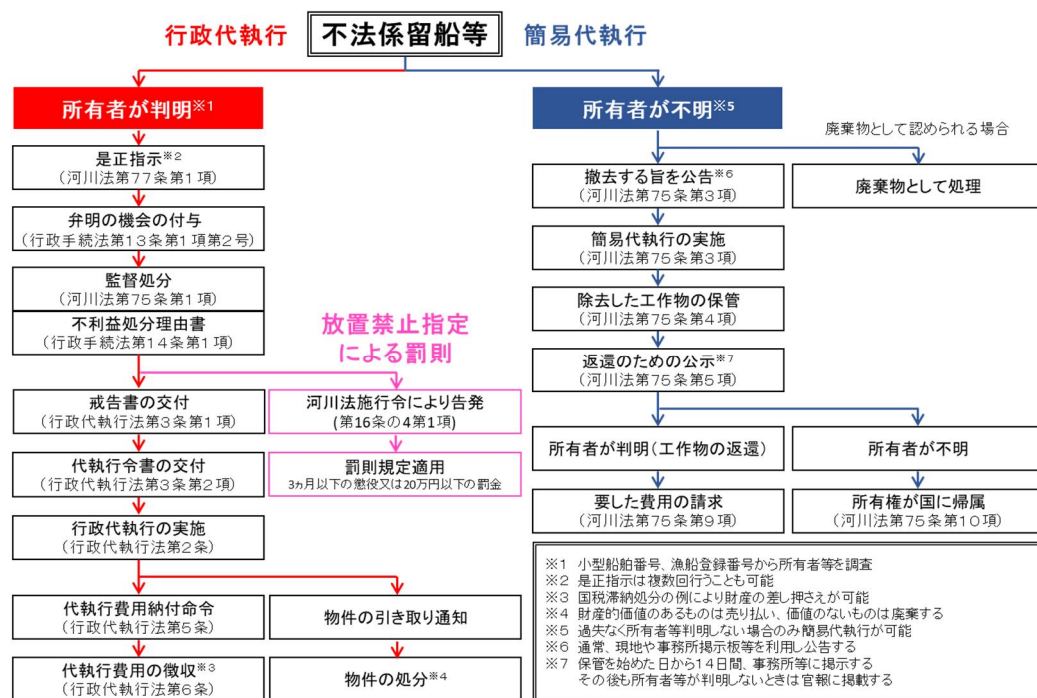


図 8 行政代執行・簡易代執行、放置禁止指定による罰則適用の流れ



令和 2 年 船頭平閘門



令和 4 年 鍋田上水門

写真 9 代執行の実施



海津市海津町油島地先 (R4. 1 撮影)



桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路 (R4. 1 撮影)

写真 10 重点的撤去区域の船舶係留状況

### 3. 変形護岸の適正な維持管理

#### (1) 係留許可船舶の適正な管理

木曾三川下流部における変形護岸に許可係留できる船舶は、船を利用した生業の維持及び河川管理上の観点から、下記（ア）（イ）に合致することを基本とし「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」とする。漁協規模の縮小化、解散等が生じた際、引き続き係留を希望する場合は他の漁協等への加入や漁業生産組合の設立を促す。

船舶管理を実施するために、占有者は連続した番号を船舶に割り振ったナンバープレートの船外への貼付を義務づけ、不明確な船舶の係留をなくし、所有者等を確実に把握する。占有者が係留許可・更新する際は、船舶所有者の高齢化による所有者不在状態・放置・廃船化を防止するため、所有者に問題が生じた際の第2連絡先の確認、船舶の撤去に関する保証人の設定等、係留許可条件を定める。また、一定期間の利用実態がない船舶は、係留許可を取り消すものとする。

占有者及び河川管理者は、ナンバープレートを活用し変形護岸における係留船舶の権利譲渡や隻数の追加等について定期的に調査・監視する。また変形護岸に許可係留している船舶の所有者は、出水時等における船舶の避難場所を確実に確保した上で、占有者は避難方法を維持管理計画書に明記する。

基本的には、不法係留船の所有者は、自助努力によって係留場所を確保しなければならないが、生業船であって原則的に下記（ア）（イ）に合致し、「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」は、整理集約後の変形護岸に占有者の係留許可を得たのちに係留することは可能とする（表3参照）。

表3 変形護岸の収容能力

| 区間  |    |                                | 関係市町    | 変形護岸<br>の箇所数 | 収容能力<br>(隻) | 利用数<br>(隻) | 空き<br>(隻) |
|-----|----|--------------------------------|---------|--------------|-------------|------------|-----------|
| 木曾川 | 右岸 | 0.0k～11.6k                     | 桑名市     | 1            | 20          | 22         | -2        |
|     |    | 19.0k～24.4k                    | 海津市・羽島市 | 1            | 10          | 10         | 0         |
|     | 左岸 | 0.4k～8.0k                      | 木曾岬町    | 1            | 38          | 34         | 4         |
|     |    | 10.0k～22.8k                    | 愛西市     | 5            | 129         | 66         | 63        |
| 長良川 | 右岸 | 12.4k～30.2k<br>(25.6k～27.6k除く) | 海津市     | 10           | 123         | 15         | 108       |
|     | 左岸 | 2.8k～11.8k                     | 桑名市     | 10           | 197         | 71         | 126       |
| 揖斐川 | 右岸 | -0.6k～16.6k                    | 桑名市     | 5            | 265         | 155        | 110       |
|     |    | 16.6k～24.8k                    | 海津市     | 1            | 32          | 3          | 29        |
|     | 左岸 | 12.6k～26.8k                    | 海津市     | 1            | 10          | 2          | 8         |

※令和6年3月時点

また、河川工事の支障となった船舶の係留を一時的に認めていた変形護岸（上之輪新田、下深谷部（城の堀）、下深谷部（野球場前）、上之郷）は、漁船等生業船の係留を認めることとしたため、係留期間が過ぎて移動しないプレジャーボートについては強制的な撤去の措置等を行い、係留箇所の集約化を図る。



## (ア) 漁船

水産業協同組合法第2条における漁業協同組合もしくは漁業生産組合に所属する組合員が所有し必要な法定点検を受けている船であり、漁船登録に該当する船は登録（漁船法第10条第1項）済みのもの。漁船登録に該当しない船は漁業協同組合もしくは漁業生産組合の管理責任において認めたもの（写真11参照）。



十日外面変形護岸



後江変形護岸

写真 11 漁船

## (イ) 漁船以外の生業船

関係する法律の許可、届出や登録等がされている、遊漁船、定期航路船・貨物船・遊覧船等の業務用船、起重機・作業船等の特殊船とする。

- ・ 【遊漁船】

遊漁船業の適正化に関する法律第2条第2項にいう船舶で同法第3条第1項による登録を受けた遊漁船業に供するもの。

- ・ 【定期航路船・貨物船・遊覧船等の業務用船】

海上運送法第3条第1項にいう海上運送事業及び内航海運業法第2条にいう内航運送であつて係る法律の許可、届出及び登録を受けた業に供するもの。

- ・ 【起重機・作業船等の特殊船】

河川工事や警戒業務に従事するもの。

## （２） 変形護岸の適正な維持管理

しゅんせつや樹木伐開等の変形護岸内の維持管理は、占有者または利用者が行うものとし、具体的な内容については維持管理計画書に記載するものとする。なお、維持管理に係る費用は、原則、占有者または利用者において負担するものとする。河川管理者は、占有者から一定の期間ごとに維持管理状況の報告を受け、占有施設の適正な管理に関して確認を行う。

係留船舶が減少している変形護岸については実態調査を基に協議し、整理・集約した後、係留船舶が存在しない変形護岸は占有廃止し、必要に応じて締め切り等を実施する（写真 12 参照）。なお、占有廃止した変形護岸については、新たな水面利用のための占有は原則行わないが、占有者の適正な管理が確実に実施される場合においてのみ、新たな占有のための協議に応じるものとする。



写真 12 変形護岸の締め切り（下坂手）

#### 4. 既存の恒久的係留・保管施設の活用

水域利用の秩序の確立や船舶の係留・保管の適正化を図るためには、まずは、船舶所有者の自己責任の原則を前提にしながら、河川管理者、地方自治体、水域管理者等の関係者の責務・役割を明確にしつつ、水域利用のルールやマナーの遵守、**係留・保管場所の確保等**について、船舶所有者の意識啓発活動を行っていく。

それを踏まえた上で、マリーナや漁港等の既存の恒久的係留・保管施設の利用状況や活用方策等に関する情報を関係者間で常に共有し、プレジャーボートの既存施設への移動を支援する（写真 13 参照）。

なお、水域のみでは係留・保管容量に限りがあることから、**自治体において**自宅等陸上での保管も視野に入れた適正な係留・保管に関する秩序確立等を目的とした条例の制定を検討する（図 9 参照）。



写真 13 木曽川マリーナ

|                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| (県の責務)                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 第三条 県は、プレジャーボートの係留保管の適正化を図るため、国、隣接する都県及び県内の市町村等（以下この条において「関係団体等」という。）との連携を確保しつつ、総合的な施策を推進するものとする。                                                                                                                                                                                       |  |
| 2 県は、関係団体等との連携を確保しつつ、 <u>所有者等が適正な係留保管をするよう指導するものとする。</u>                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 3 県は、関係団体等との連携を確保しつつ、所有者等に対し、その責務についての自覚を促すため必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。                                                                                                                                                                                                                     |  |
| (所有者等の責務)                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 第四条 所有者等は、 <u>自らの責任において係留保管施設等を確保し、プレジャーボートの適正な管理に努めなければならない。</u>                                                                                                                                                                                                                       |  |
| (事業者の責務)                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 第五条 事業者は、県が実施するプレジャーボートの係留保管の適正化に関する施策に協力しなければならない。                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 2 事業者は、所有者等に対し、 <u>適正な係留保管に関する啓発、情報の提供その他必要な措置</u> を講ずるよう努めなければならない。                                                                                                                                                                                                                    |  |
| (重点適正化区域内における措置)                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 第十一条 知事は、重点適正化区域内に <u>プレジャーボートが放置されているときは、当該職員に、当該プレジャーボートをあらかじめ知事が定めた場所に移動させることができる。</u>                                                                                                                                                                                               |  |
| 2 知事は、前項の規定による移動をするに当たっては、あらかじめ、次項において準用する前条第三項の規定による立入調査及び船舶の登録等をしている機関への照会をもって迅速に当該プレジャーボートの所有者等の氏名又は名称及び住所を知ることができるときは、当該所有者等に対し、重点適正化区域内において放置されているプレジャーボートについては当該職員にあらかじめ知事が定めた場所に移動させることがある旨の警告をするものとする。ただし、緊急の必要があると認めるとき、又は当該警告を直ちに当該プレジャーボートの所有者等に知らせることが困難であると認めるときは、この限りでない。 |  |
| (費用の負担)                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 第十三条 <u>第十一条第一項の規定による移動、前条第一項の規定による保管又は同条第三項の規定による廃棄に要した費用は、当該プレジャーボートの所有者等の負担とする。</u>                                                                                                                                                                                                  |  |
| 2 前項に規定する費用の額は、 <u>実費を勘案して規則で定める額</u> （保管に要する費用の額にあっては、 <u>県内の主要な係留保管施設の利用料の額に相当するものとして規則で定める額</u> ）とする。                                                                                                                                                                                |  |

図 9 船舶の係留保管に関する条例を制定した事例（千葉県の場合）



## 5. 不法係留船舶のモニタリング

不法係留船舶の継続的な監視は、重点的撤去区域以外や係留施設も含め重要である。変形護岸の係留船舶の状況を把握する係留利用実態調査、変形護岸外の状況を把握する巡視調査を継続して実施し、その結果を不法係留船舶所有者への指導、変形護岸の維持管理、廃船処理等に活用する。

船舶の現状把握にあたっては、UAV の活用等により効率的、効果的に実施するとともに、有効な技術について情報収集を継続する。



写真 14 UAV を活用した船舶の確認

## IV. 不法係留船対策に係る年次計画

「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成 10 年 2 月 12 日建設省河川局長通達）に基づく計画を以下のように定める。

計画については、協議会において進捗状況や課題を確認し、関係機関と連携を図りながら実施及びフォローアップを行う。

### 1. 不法係留船対策に係る年次計画

不法係留船対策の実施年度は下記のとおりとする。

|                         | R7年度                                       | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | R12年度 | R13年度 | R14年度 | R15年度 | R16年度 |
|-------------------------|--------------------------------------------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 関係機関との連携による対策推進         | 船舶所有者調査                                    |      |      |       |       |       |       |       |       |       |
|                         | 広報、放置禁止指定に基づく対策の推進                         |      |      |       |       |       |       |       |       |       |
| 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策 |                                            |      |      |       |       |       |       |       |       |       |
|                         | 漁船等生業船係留候補地の占用、簡易代執行・廃船処理、合同パトロール          |      |      |       |       |       |       |       |       |       |
| 変形護岸の適正な維持管理            | ナンバープレート設置、維持管理計画書への記載（避難方法、浚渫等）           |      |      |       |       |       |       |       |       |       |
|                         | 一時的に係留を認めていた施設における船舶の強制的な撤去、係留箇所の整理集約      |      |      |       |       |       |       |       |       |       |
|                         | 実態調査を活用した定期的な調査・指導・監視、変形護岸の維持管理、変形護岸の整理・集約 |      |      |       |       |       |       |       |       |       |
| 既存の恒久的係留・保管施設の活用        | 条例制定に向けた検討                                 |      |      |       |       |       |       |       |       |       |
|                         | 既存施設に関する情報共有                               |      |      |       |       |       |       |       |       |       |
| 不法係留船舶のモニタリング           | 巡視調査、係留船等実態調査                              |      |      |       |       |       |       |       |       |       |

図 10 不法係留船対策に係る年次計画

## 2. 重点的撤去区域に係る年次計画

### (1) 重点的撤去区域の設定状況

重点的撤去区域を、洪水・津波・高潮による災害発生時の河川管理施設への被害防止、舟運利用の保全、河川環境の保全等の観点から設定している。

第1次計画で設定した以下の区域を、引き続き重点的撤去区域とする。

①平成26年4月14日公示 海津市海津町油島地先（治水神社から大江樋門付近）  
（揖斐川左岸13.6k付近から14.6k付近）

- ・ 治水神社等の歴史的建造物や、国の史跡である千本松原が隣接した良好な水辺空間であり、景観の阻害や一般公衆の自由な水辺利用の妨げとなっている。

②平成24年4月11日公示 桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曽川水路  
（木曽川右岸10.4k付近から12.6k付近）

- ・ 木曽川水路は重要文化財である船頭平閘門の接続水路であり、洪水時の船舶流出による施設への損傷が懸念される。
- ・ 木曽川水路における航路の阻害となっている。
- ・ 西川地先は洪水時の水衝部にあたるため、船舶の流下が懸念される。

③平成23年6月22日公示 ケレップ水制群（木曽川右岸14.0kから24.4k付近）

- ・ 洪水時の船舶流出によるケレップ水制群（土木遺産）への損傷が懸念される。
- ・ ケレップ水制間に形成された良好なワンド環境の悪化が懸念される。



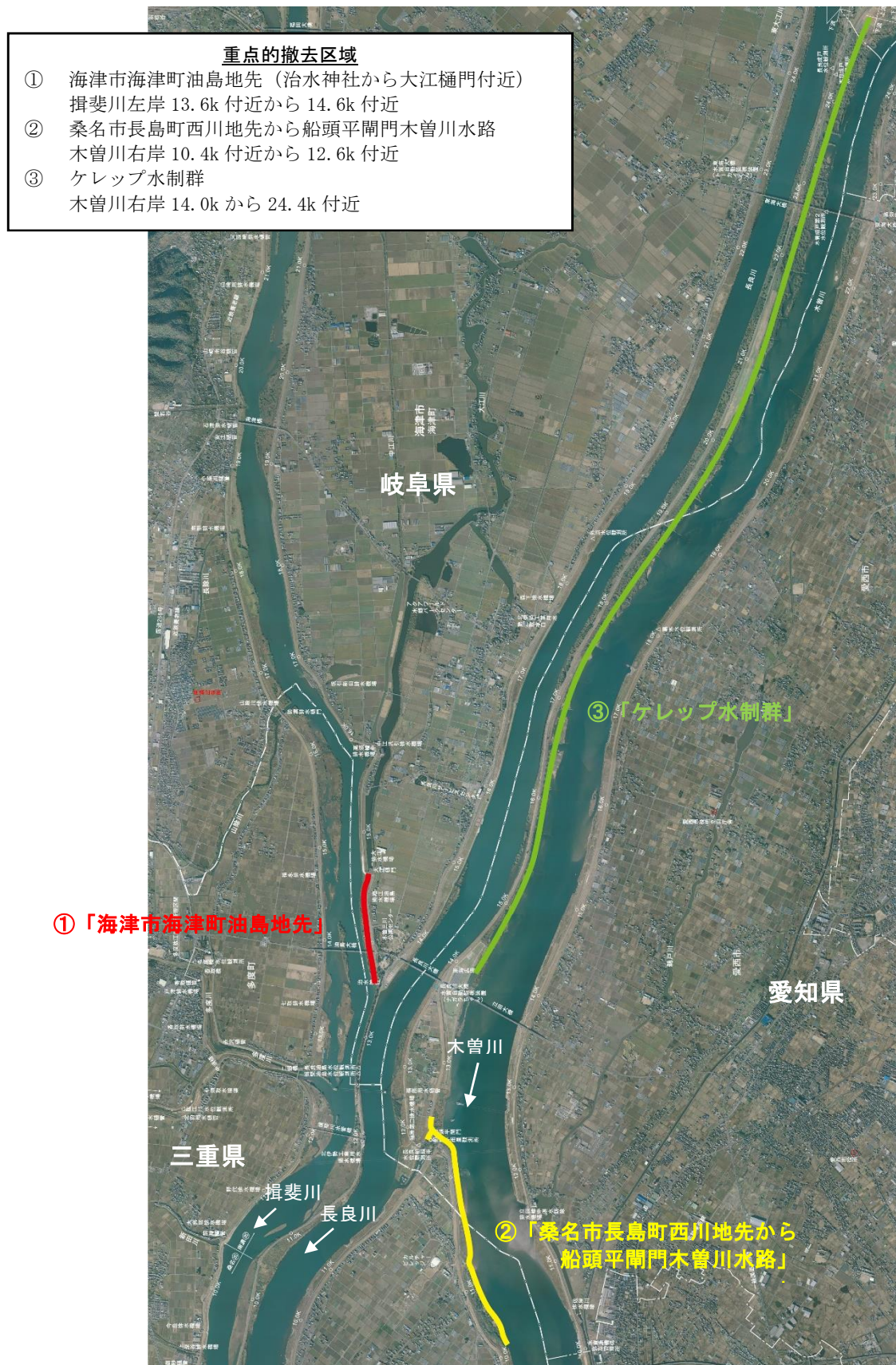


図 11 重点的撤去区域の位置図

## (2) 重点的撤去区域の拡大に係る年次計画

重点的撤去区域の拡大は揖斐川上流域を候補とし、拡大に先立ち、対象箇所付近の漁船等生業船の係留候補地を自治体等が恒久的に占用し、その後重点的撤去区域を指定する。年次計画は不法係留実態、係留施設の調整状況、措置の周知及び準備期間等を鑑み下記のとおりとする。

- ・ 令和7年度～16年度 係留施設の調整、重点的撤去区域指定、強制的な撤去等の措置

## (3) 指定済区域等における年次計画

指定済みの重点的撤去区域における対策実施年度は、不法係留実態、措置の周知及び準備期間等を鑑み下記のとおりとする。

①海津市海津町油島地先（治水神社から大江樋門付近）

（揖斐川左岸 13.6k 付近から 14.6k 付近） 令和6年度対策完了予定

- ・ 令和7～16年度 継続的な監視

③桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曽川水路

（木曽川右岸 10.4k 付近から 12.6k 付近） 船舶数約 23 隻

- ・ 令和7～11年度 強制的な撤去等の措置
- ・ 令和12～16年度 継続的な監視

③ケレップ水制群（木曽川右岸 14.0k から 24.4k 付近） 平成29年度対策完了

- ・ 令和7～16年度 継続的な監視

令和7年3月 日策定